

北海道福祉教育専門学校

(1)学校の概要、目標及び計画

①校長名 澤田 麻呂

②所在地 〒051-0004 北海道室蘭市母恋北町1丁目5番11号

③連絡先 TEL (0143)22-7711 FAX (0143)22-7723

URL <http://www.hokuto-bunka.ac.jp/wevs/>

④学校の沿革

年 月 日	記	事
昭和16年 4月 1日		室蘭文化洋裁女学院を室蘭市御前水に創設者澤田直助・澤田香代開校する。 学院長澤田香代就任
昭和21年 8月		室蘭市母恋北町(裁縫女学院跡)現在地に移転する。 在校生 120名、教職員数 5名
昭和22年 7月		文化服装学院(東京都)の連鎖校となる。
昭和23年 7月 16日		新制学校教育法により知事認可校として室蘭文化服装学院と改める。 学院長澤田香代就任
昭和31年 9月 15日		学校法人の認可により経営母体を法人立として室蘭文化学園を設立する。 初代理事長澤田香代、二代理事長澤田直助就任
昭和41年 2月 17日		調理師養成施設として厚生大臣より認可を受ける。
昭和41年 4月 1日		新設調理師科と服装科の二科を開設し、校名を室蘭文化学院と改める。 学院長澤田香代就任
昭和45年 3月		学校教育法 45 条の規定による技能教育施設の指定を受ける。
昭和49年 10月		近畿大学豊岡女子短期大学(現在、近畿大学豊岡短期大学)の学習連携校の指定を受ける。
昭和51年 10月 1日		専修学校法の施行により専修学校室蘭文化専門学校に切り替える。 学校長澤田香代就任(昭和 62 年 3 月 31 日退任) 学校長澤田 豊就任(昭和 62 年 4 月 1 日～平成 4 年 3 月 31 日退任)
昭和58年 6月		三代理事長澤田 豊就任
平成 3 年 4 月		専門学校創立 50 周年を迎える。
平成 4 年 3 月 13 日		介護福祉士の養成施設として厚生大臣より認可を受ける。
平成 4 年 4 月 1 日		専門課程介護福祉科・一般課程調理師科の二学科構成による北海道福祉衛生専門学校の知事認可を受けて開校する。 学校長澤田麻呂就任
平成 5 年 3 月 29 日		北斗文化学園と学校法人名を変更し認可を受ける。

平成 7 年 3 月 10 日	社会福祉主事の養成施設として厚生大臣より認可を受ける。
平成 7 年 3 月 31 日	厚生大臣より専門課程介護福祉科の定員増の認可を受ける。
平成10年11月26日	厚生大臣より専門課程調理師学科 2 年制の認可を受ける。
平成10年12月 8 日	北海道知事より専門課程調理師学科 2 年制の認可を受ける。
平成11年 3 月 31 日	北海道知事より一般課程調理師科の廃科の認可を受ける。
平成11年 4 月 1 日	室蘭市山手町に第 2 校舎を設置、専門課程調理師学科開校。
平成14年 4 月 29 日	学園長澤田香代 獻五等宝冠章を叙勲。
平成14年11月 3 日	学園長澤田香代室蘭市より特別功労者に選ばれる。(教育分野で市政発展に貢献)
平成15年 2 月 17 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教授ミシェル・デュアメル氏が来校し、第 2 校舎にて各界の代表者を招いてフランス料理のデモンストレーションと特別授業を行う。
平成15年 7 月 10 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教授ミシェル・デュアメル氏が来校し、本校客員教授に就任する。
平成16年 4 月 26 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校学校長ミシェル・プロスペリ氏夫妻が来校し、本校と学務提携を調印する。
平成16年 7 月 12 日	高橋はるみ北海道知事、「まちかど対話 212」で来校。
平成16年10月 3 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教員 4 名と研修生 21 名が来校し、4 月にされた学務提携に基づき本校と札幌市内 8ヶ所のホテルで約 1 ヶ月間研修を受ける。
平成17年 1 月 12 日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員 2 名と学生 2 名が国費研修生として招聘され約 1 ヶ月間の研修を受ける。
平成17年 2 月 4 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教授フリップ・プラン氏が初めて来校し製菓・製パンの特別実習授業を行う。
平成17年 9 月 3 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教員 2 名と研修生 15 名が来校し、学務提携に基づき本校と登別市内 9ヶ所のホテル・旅館にて約 1 ヶ月間研修を受ける。
平成17年11月 3 日	理事長澤田 豊 藍綬褒章を受章。
平成18年 1 月 12 日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員 2 名と学生 2 名が国費研修生として招聘され約 1 ヶ月間の研修を受ける。
平成18年 4 月	学校法人設立 50 周年 専門学校創立 65 周年を迎える。
平成18年 9 月 2 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教員 1 名と研修生 10 名が来校し、学務提携に基づき本校と登別市内 6ヶ所のホテル・旅館にて約 1 ヶ月間研修を受ける。
平成19年 1 月 12 日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員 2 名と学生 2 名が国費研修生として招聘され約 1 ヶ月間の研修を受ける。
平成19年 9 月 2 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教員 1 名と研修生 10 名が来校し、学務提携に基づき本校と登別市内 5ヶ所のホテル・旅館にて約 1 ヶ月間研修を受ける。
平成19年 9 月 18 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校卒業生 2 名を本校にて日本料理留学生として 1 年間受け入れる。
平成20年 1 月 1 日	ホテルオークラ東京ベイと業務提携をする。
平成20年 1 月 15 日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員 2 名が国費研修生として招聘され約 1 ヶ月間の研修を受ける。
平成20年 4 月 1 日	北海道福祉衛生専門学校が北海道福祉教育専門学校として、介護福祉学科を設置

	し、名称変更する。更に北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校は、調理師学科として独立し新たな出発をする。
平成20年7月8日	フランス共和国駐日全権大使閣下ご夫妻、北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校に来校する。
平成20年12月18日	保育士の養成施設として厚生労働大臣より認可を受ける。
平成21年4月1日	こども未来学科及びこども未来専攻科を設置し、保育士養成を開始する。幼稚園教諭2種免許取得のため、近畿大学豊岡短期大学と学務提携を結び、その養成を開始する。
平成23年4月1日	専門学校創立70周年 学校法人設立55周年を迎える。
平成24年4月29日	こども未来学科2年課程幼児専攻コースが開設される。
平成25年3月31日	学校長澤田麻呂 瑞寶單光章を受章。 こども未来専攻科が閉科される。

オープンカレッジ(地域開放研修事業)

平成11年4月1日	訪問介護員2級養成講座
平成12年4月1日	福祉用具専門相談員指定講習会
平成13年4月1日	訪問介護員1級養成講座

附帯事業

平成17年7月1日	介護技術講習会
平成18年12月15日	みゆき町サテライトキャンパス開設（室蘭市みゆき町2丁目9-5）
平成23年4月1日	介護職員基礎研修養成講座
平成25年4月1日	実務者研修養成講座

関連教育施設

昭和38年4月1日	室蘭すみれ幼稚園開園（室蘭市母恋北町1丁目5-8）
昭和42年4月1日	リリー文化幼稚園(園名変更 平成4年4月1日)開園（登別市鷺別町2丁目17）
平成15年4月1日	室蘭すみれ幼稚園移転新築「すみれ文化幼稚園」と園名変更する。（室蘭市母恋南町2丁目11-9）

学園グループ

平成24年3月8日	北海道知事より社会福祉法人 北斗文化学園福祉会の認可を受ける
平成24年4月1日	水元保育所・高砂保育所 室蘭市より運営委託を受け両保育所を開設する
平成25年3月31日	水元保育所・高砂保育所 が統廃合される
平成25年4月1日	室蘭市高砂町に社会福祉法人 北斗文化学園福祉会 ほくと保育園を開設する

⑤教職員

(1) 本校に次の職員を置く。

校長	1名	助手	若干名
専任教員	8名以上	健康管理医	1名以上
事務職員	1名以上	講師	若干名

(2) その他職員に関し必要な事項は、校長が定める。

⑥学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士として必要な知識及び技能に関する専門教育を行い、人格形成とその涵養に努め、社会に貢献し得る介護福祉士を養成することを目的とする。また、児童福祉法に基づき、保育士として必要な知識及び技能に関する専門教育を行い、人格形成とその涵養に努め、社会に貢献し得る保育士を養成するとともに、幼児期における子どもの心身の発育に有益な教育を教授する幼稚園教諭の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、北海道福祉教育専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、北海道室蘭市母恋北町1丁目5番11号に置く。

第2章 課程及び学科・修業年限・定員並びに休業日

(課程及び学科修業年限及び在学期間・定員)

第4条 本校の課程、学科並びに修業年限及び在学期間並びに定員、学級数、学級定員は、次の通りとする。

項	課 程	関係区分	学 科	修業年限	在学期間	一学年定員	学級数	一学級定員
昼	職業実践専門	福祉	介護福祉学科	2ヶ年	4年間	40名	2	40名
昼	職業実践専門	福祉	こども未来学科	2ヶ年	4年間	50名	2	50名

2. 専門課程こども未来学科は、2年課程幼児専攻コースを置き、保育士資格と幼稚園教諭第2種免許を合わせて卒業時に取得する。専門課程こども未来学科2年課程幼児専攻コース入学者は、近畿大学豊岡短期大学通信教育部を履修し進学する。但し、国や都道府県、地方公共団体等の実施する緊急再就職訓練事業委託訓練業務等で入学する者は、卒業時に原則、保育士、専門士称号のみの取得となるが、当該する者が幼稚園教諭第2種免許取得を希望する場合、必要な手続きを経てこれを認める。

(学年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 本校の学年の学期は、次の通りとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次の通り定める。

- (1) 土曜日・日曜日・国の制定した祝日。
- (2) 学校創立記念日（7月16日）
- (3) 季節休業日（学年を通して10週間以内で校長が定める日）
 - ①夏期休業期間 7月25日から8月16日まで（3週間）
 - ②冬期休業期間 12月20日から1月18日まで（4週間）
 - ③春期休業期間 3月21日から4月8日まで（3週間）

2. 教育上必要がある場合、校長は前号の休日を臨時に変更することができる。

3. 第1項に定めるもののほか、非常災害、その他急迫の事情があるとき、校長は臨時の休業日を定めることが出来る。

(学科目及び時間数)

第8条 本校の学科目及び授業時間数は別表（1）、別表（2）、別表（3）の通りとする。

第3章 入学・転入学・退学・休学及び除籍

(入学資格)

第9条 本校入学資格及び編入学は次の通りとする。

1. 専門課程 介護福祉学科

- (1) 高等学校を卒業した者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- (3) 外国において、学校教育における12年の教育を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規定により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
- (6) 大学入学資格検定により短期大学及び大学の通信教育正科生として修学している者。
- (7) (1)に定める者のほか、修業年限が3年の専修学校高等学校高等課程を卒業した者。

2. 専門課程 こども未来学科

- (1) 高等学校を卒業した者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- (3) 外国において、学校教育における12年の教育を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規定により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
- (6) 大学入学資格検定により短期大学及び大学の通信教育正科生として修学している者。
- (7) (1)に定める者のほか、修業年限が3年の専修学校高等学校高等課程を卒業した者。

3. 専攻科 こども未来専攻科

- (1) 北海道福祉教育専門学校専門課程こども未来学科を卒業した者。
(在籍期間内において近畿大学豊岡短期大学通信教育部を履修した者。)
- (2) 大学、短期大学を卒業して、本専攻科を入学することが出来ると校長が判断する者。
- (3) 大学、短期大学の通信教育正科生として必要単位を履修し、本専攻科に入学することが出来ると校長が判断する者。
- (4) 入学を許可された(2)と(3)に該当する者は、専攻科所定の教科目を履修する他に、校長が必要と判断した専門課程こども未来学科の教科目を履修し、近畿大学豊岡短期大学通信教育部所定の単位を履修する。

(入学志願の手続)

第10条 本校に入学を志願する者は、所定の入学願書に入学試験料を添えて次の書類を校長に提出しなければならない。

項	課程	関係区分	学科名	提出書類
昼	職業実践専門	福祉	介護福祉学科	(1)高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書 (2)出身高等学校長の調査書
昼	職業実践専門	福祉	こども未来学科	(1)高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書 (2)出身高等学校長の調査書

1. 前条第2号から第7号に該当する者は、それを証する書面を前項第2号及および第3号の書類に代えて提出しなくてはならない。

(入学試験)

第11条 本校に入学を志願する者には、次の試験を行う。

- (1) 学科試験
- (2) 人物考査

2. 入学試験は、推薦入学試験、一般入学試験に分けて行うことができる。

3. 校長は、前各項の試験及び提出された調査書等を参考として合否を決定し、通知する。

(入学の手続き及び入学の許可)

第12条 入学試験に合格した者は、保証人2名を定め、所定の誓約書に入学金を添えて指定期日までに校長に提出しなければならない。

2. 保証人のうち1名は父母又は後見人とし、他の1名は市内その近郊もしくは道内に居住する成年者で、独立の生活を営む者でなければならない。

3. 前項までの手続きを完了した者に対して校長は、入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第13条 校長は、入学を許可した者について第10条の規定による提出書類等に虚偽の記載があったと認めたとき、又は、第11条の規定による入学試験に関し、不正な行為があったと認めたときは、入学許可を取り消すことができる。

(保証人等の変更届)

第14条 学生及び保証人が転居したとき又はその他の理由により新たな保証人を定めた場合は、すみやかに校長に届け出なくてはならない。

(転入学)

第15条 本校に転入学を希望する者がある場合でも、転入学については、認めない。

(休学)

第16条 病気その他やむを得ない理由で3ヶ月以上修学することができない者は、保証人と連署の上その理由を記してすみやかに校長に願い出、休学の許可を受けなければならない。

2. 前項の場合、休学する理由が負傷・疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3. 第1項のほか、校長が必要と認めたときは休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は、1ヶ年以内とする。ただし、休学の期間は、通算して2ヶ年以内まで認めることができる。

2. 前項の休学期間は、在学期間に算入する。

(復学)

第18条 夏季している者が復学しようとするときは、休学の理由が消滅したことを証する書類を添え、保証人と連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学及び転退学)

第19条 学生が、退学又は転退学を希望するときは、その理由を記し保証人と連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2. 退学の理由が疾病・負傷の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(除籍)

第20条 校長は、次の各号の1つに該当する者を除籍する。

- (1) 正当な理由なく1ヶ月以上ひきつづいて出席しない者
- (2) 理由なく3ヶ月以上校納金を滞納した者
- (3) 第4条の規定による在学期間を越えた者

第4章 学習の評価・単位の認定・進級及び卒業

(学習の評価及び単位の認定)

第21条 学習の評価は、学科試験、実習成績、出席時数並びに平素の学習状況等によって行う。

2. 成績の評価は、科目ごとにその教科課程修了の都度行い、一科目を100点満点とし、60点以上を合格

とする。ただし、合格点に満たない者は、再試験を行うことができる。

3. 第8条別表(1)の各学科目の内、別表(1)の介護実習及び社会福祉現場実習を除く学科目の出席時間数が3分の2に満たない者、並びに別表(1)の介護実習及び社会福祉現場実習の出席時間数が5分の4に満たない者については当該科目の履修を認定しない。
4. 第8条別表(2)の各学科の内、別表(2)の保育実習I並びに保育実習II、保育実習III、保育実習事前事後指導I並びに保育実習事前事後指導II、保育実習事前事後指導III、教育実習、教育実習事前事後指導、並びに別表(2)の保育実習I並びに保育実習II、保育実習III、保育実習事前事後指導I並びに保育実習事前事後指導II、保育実習事前事後指導III、教育実習、教育実習事前事後指導の出席時間数が、5分の4に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。
5. 第8条別表(3)教育実習ならびに特別教育実習、教育実習事前事後指導を除く出席時間数が、3分の2に満たない者、別表(3)教育実習並びに特別教育実習、教育実習事前事後指導の出席時間数が、5分の4に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。
6. こども未来専攻科は、本条第2項に準ずる。また、別途、近畿大学豊岡短期大学通信教育部規定の単位を履修する。
7. 他の養成施設等において履修した単位、並びに個人が、過去に実務に従事した経験と期間を履修した単位として認定しない。入学者は、在学期間に本校が規定する単位を履修する。

(進級)

- 第22条 進級は、学科試験、実習成績並びに出席状況を総合勘案して校長が認定する。
 2. 欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1を越えるものについては、進級をさせることができない。

(卒業)

- 第23条 校長は、第8条に定める学科目の全てを修了し、卒業試験に合格した者について卒業を認定し、卒業証書を授与する。また、専攻科においては、所定の教科目を履修することによって卒業を認定し、卒業証書を授与する。
2. 専門士の称号を授与できる者にあっては、称号授与書を授与する。
 3. 卒業証書及び称号授与書は別表の通りとする。
 4. 国家資格等取得の申請を次の通り行うことができる。
 - (1) 本校の専門課程介護福祉科の学科を履修した者は、社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1項に該当する者として介護福祉士の免許を申請することができる。
 - (2) 本校の専門課程こども未来学科の学科を履修した者は、児童福祉法第18条の18に該当する者として保育士の免許を登録することができる。

第5章 職員組織

(職員)

- 第24条 本校に次の職員を置く。
- | | | | |
|---------|------|-----------|-------|
| 学 校 長 | 1 名 | 助 手 | 若 干 名 |
| 専 任 教 員 | 8名以上 | 健 康 管 理 医 | 1名以上 |
| 事 務 職 員 | 1名以上 | 講 師 | 若 干 名 |

2. その他職員に関し必要な事項は、校長が定める。

第6章 賞 罰

(表彰)

- 第25条 校長は、成績優秀で他の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

- 第26条 校長は、次の各号の1に該当する者に対し、懲戒することができる。
- (1) 品行不良で改善の見込みのない者
 - (2) 学力劣等で成績の見込みのない者
 - (3) 正当な理由がなく出席が正常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱す等、学生の本分に反した者
2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第7章 入学試験料・入学金及び授業料等

(入学試験料・入学金及び授業料等)

第27条 本校の入学試験料・入学金及び授業料等を次の通りとする。

項目	職業実践専門課程介護福祉学科	職業実践専門課程こども未来学科	備考
入学試験料	20,000円	20,000円	受験時のみ
入学金	200,000円	200,000円	入学時のみ
教育機材維持費	150,000円	150,000円	
授業料	600,000円	600,000円	
実習費	200,000円	150,000円	

2. 一旦納入した試験料・入学金及び授業料等は返還しない。万が一、やむを得ない理由により入学辞退をした場合は、入学金以外の授業料等の学校納付金については返金する。ただし、4月1日以降に入学を辞退する場合、返金はしない。
3. 授業料は、学年始めの指定日までに納入しなければならない。ただし、分納を認めることもある。
4. 専門課程こども未来学科2年課程幼児専攻コースに在学する者は、近畿大学豊岡短期大学科目終末試験料等、短期大学の履修に係わる費用、並びに保育士資格、幼稚園教諭2種免許状取得に係る費用は、別途徴収する。
5. 北海道福祉教育専門学校専門課程こども未来学科より専攻科こども未来専攻科に進学した者は、入学金が免除される。
6. 上記の入学金及び授業料等の他に学生諸費、燃料費、教科書代、実習着代等を別途徴収する。

(休学の場合の授業料)

第28条 休学期間中は、授業料の1割を納入するものとする。

(奨学金)

第29条 本校に奨学金制度をおくことができる。

第8章 雜則

(健康診断)

第30条 校長は、健康管理のため学生に対して定期的又は必要に応じて健康診断を行うものとする。

(寄宿舎)

第31条 校長は、寄宿舎に入寮を希望する学生について選考の上、許可する。

(委任)

第32条 この学則に定めるものを除くほかの必要な事項は校長が定める。

付則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。

2. この学則の一部改正は、平成5年4月1日から実施する。

(一般課程調理師学科授業等の変更)

3. この学則の一部改正は、平成6年4月1日から実施する

4. この学則の一部改正は、平成7年2月1日から実施する。

(専門士の称号授与書の授与について卒業事項の一部変更)

5. この学則の一部改正は、平成7年4月1日から実施する。

(専門課程介護福祉科定員増並びに社会福祉主事取得に伴う教科目及び時間数の変更)

6. この学則の一部改正は、平成10年4月1日から実施する。

(厚生省令による一般課程調理師学科の教科目及び時間数の変更並びに卒業事項の一部変更)

7. この学則の一部改正は、平成11年4月1日から実施する。

(調理師養成の課程変更、修業年限の変更に関する関係項目の変更及び学費の変更)

8. この学則の一部改正は、平成12年4月1日から実施する。

(介護福祉士養成課程のカリキュラム改正に伴う、専門課程介護福祉学科の関係項目の変更)

9. この学則の一部改正は、平成13年4月1日から実施する。

(社会福祉主事養成課程のカリキュラム改正に伴う、専門課程介護福祉学科の関係項目の変更)

10. この学則の一部改正は、平成20年4月1日から実施する。

(専門課程調理師学科の独立校化に伴う校名及び学則の変更)

11. この学則の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。

(入学志願・入学試験の一部改定並びに入学試験料・入学金及び授業料等の改定)

(専門課程こども未来学科並びに専攻科こども未来専攻科の開設に伴う学則の変更)

(専門課程介護福祉学科定員減並びにカリキュラム改正に伴う学則等関係項目の変更)

(入学の手続き時における校納金の納入並びに入学後の校納金の納入に関わる表記の変更)

(こども未来専攻科に係る項目については、平成23年4月1日から適用する。)

12. この学則の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。

(専門課程こども未来学科並びにこども未来専攻科の履修科目追加。変更ただし、平成22年度入学者から適用する。)

13. この学則の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。

(専門課程こども未来学科並びにこども未来専攻科のカリキュラム改正並びに幼稚園教諭免許取得に係る修業年限の変更。ただし、平成23年度入学者から適用する。)

学則細則

(趣旨)

第1条 この細則は、学則第32条の規定に基づき、学生の学校生活に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校の秩序維持)

第2条 学生は、学則を遵守すると共に学習に相応しい環境を整えることに協力し、学校の秩序を乱す行動をしてはならない。

(出席停止)

第3条 次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等、性行不良であつて他の学生の教育に妨げがあると認める学生があるときは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第26条第1項(同法第40条において準用する場合も含む)の規定に基づき、校長はその保護者に対して、学生の出席停止を命ずることができる。

- (1) 他の学生に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 教職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(学 生 証)

- 第 4 条 学生は、学生証を常時携帯し、関係職員の請求があった時はこれを提示しなければならない。
2. 学生は、卒業、退学、その他学生の身分を失った時、又は学生証の有効期限を経過した時は、直ちに学生証を返納しなければならない。
 3. 学生は、学生証を紛失又は汚損した場合は、直ちに校長に届け出て再交付を受けなければならぬ。

(欠席及び欠課)

- 第5条 疾病その他のやむを得ない理由により欠席しようとする時は、その理由を具し、速やかに校長に届け出なければならない。

(服 装)

- 第 6 条 学生の服装は、清潔、質素を旨とし、品位を保たなければならない。
2. 実習施設においては、服装の指定がある場合にはこれに従わなければならない。
 3. 入学式及び卒業式等の式典に出席の場合は準正装とする。

(器 物 破 損)

- 第 7 条 学生は学校施設、教具教材を破損した場合、速やかに教務に申し出て、校長の指示をあおぐこと。

(携帯電話、通信機器及び不要物の持込)

- 第 8 条 学生は、携帯電話等通信機器及び不要物等を許可なく学校内に所持、携帯することはできない。ただし、許可を受けた場合であっても教育活動に支障のある教室及び実習室等に持ち込んではならない。

(団体等の結成)

- 第 9 条 学生が研究会、クラブその他の団体(以下「団体」という。)を結成しようとする時、又は団体が学校外の団体に加盟しようとする時は、その団体の責任者は校長に届け出て許可を受けなければならない。
2. 許可を受けた団体が規約及び役員に関する事項を変更しようとする時は、校長に届け出て許可を受けなければならない。
 3. 許可を受けた団体が解散した時、又は加盟している学校外の団体から脱退した時は、速やかに校長に届けなければならない。

(集会)

第 10 条 学生が学校内で集会しようとする時は、5 日前に校長に願い出て、施設、設備使用の許可を受けなければならない。

2. 学生が団体名又は学生の身分を付した個人名をもって学校外において集会しようとする時は、その期日の 7 日前までに校長に届けなければならない。

(掲示)

第 11 条 学生が学校内に文書等を掲示する時は、校長の許可を受けて、学校の指定した掲示場以外の場所を使用してはならない。

2. 掲示期間は、特別な場合を除き 7 日間以内とする。
3. 学生が団体名又は学生の身分を付した個人名をもって学校外に文書等を掲示しようとする時は、掲示日の 5 日前までに校長に届けなければならない。

(出版、販売、寄付募集)

第 12 条 学生が、雑誌、新聞その他の印刷物等を発行しようとする時は、その都度、校長に届けなければならない。

2. 前項の印刷物等が出来た時は、遅滞なく校長に提出しなければならない。
3. 学生が出版物及び物品等の販売又は寄付行為を募集しようとする時は、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(服喪)

第 13 条 学生が、親族の喪に服する場合の期間は、次の通りとする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1)一親等の直系尊属(父母、配偶者または子) | 7 日 |
| (2)二親等の直系尊属(祖父母) | 3 日 |
| (3)二親等の傍系者(兄弟姉妹) | 3 日 |
| (4)三親等の傍系尊属(伯叔父母) | 1 日 |

(奉仕活動)

第 14 条 学生は、当該学年中に学校内及び学校外を問わず 3 日間以上の奉仕活動を校長に届け出て行わなければならない。

(自家用車通学)

第 15 条 学生の自家用車通学は、原則として認めない。

(補 則)

第 16 条 この細則の実施に関し必要な届出、願い書等の様式、その他の事項は、学校長が別に定める。

付 則

1. この細則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。
2. この細則の一部改正は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
3. この細則の一部改正は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
4. この細則の一部改正は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
5. この細則の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
(専門課程調理師学科の独立校化に伴う校名及び学則の変更)
6. この細則の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
(専門課程こども未来学科の新設に伴う学則の変更)
7. この細則の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

⑦教育方針・教育目的

(1) 教育方針

介護福祉士及び保育士並びに幼稚園教諭として必要な基本知識、技能を修得して、心身共に健康な人間性の育成に重点をおくことを教育の基本的な姿勢とし、国民生活の発展向上と人類の福祉に貢献できるような実践的技術に重点をおいた系統的教育を実施することにより、実社会の中で即戦力となる有能な人材を養成する。

(2) 教育目的

教育基本法及び学校教育法の精神に則り、介護福祉学科は社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士として必要な知識及び技能に関する専門教育を行い、人格形成とその涵養に努め、社会に貢献し得る介護福祉士を養成することを目的とする。又、こども未来学科は学校教育法及び児童福祉士法に基づき、保育士並びに幼稚園教諭として必要な知識及び技能に関する専門教育を行い、人格形成とその涵養に努め、社会に貢献し得る保育士・幼稚園教諭を養成することを目的とする。

(2)各学科等の教育

①定員数

職業実践専門課程 介護福祉学科	2年制	入学定員40名
職業実践専門課程 こども未来学科	2年制	入学定員50名

②入学者数

職業実践専門課程 介護福祉学科	26名
職業実践専門課程 こども未来学科	53名

③進級・卒業の要件

(1)進級

- 1、進級は、学科試験、実習成績並びに出席状況を総合勘案して校長が認定する。
- 2、欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1を越えるものについては、進級させることができない。

(2)卒業

- 1、校長は、本校の定める学科の全てを終了し、卒業試験に合格した者について業を認定し、卒業証書を授与する。
- 2、専門士の称号を授与できる者にあっては、称号授与書を授与する。
- 3、卒業証書及び称号授与書は別表の通りとする。
- 4、国家資格等取得の申請を次の通り行うことができる。
 - 1、本校の専門課程介護福祉学科の学科を履修した者は、社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1項に該当する者として介護福祉士の免許を申請することができる。
 - 2、本校の専門課程こども未来学科を履修した者は、児童福祉法第18条の18に該当する者として保育士の免許を申請することができる。

④卒業者数、卒業後の進路

(1)卒業者数

職業実践専門課程 介護福祉学科	26名
職業実践専門課程 こども未来学科	32名

(2)卒業後の進路（本校ホームページ「卒業生の主な進路」参照）

⑤カリキュラム全般

【職業実践専門課程 介護福祉学科】

注) ①講義:1単位 15時間 演習:1単位 30時間 実習:1単位45時間

②教科目の学年及び前期・後期で講義・演習・実習等を変更をする場合がある

【職業実践専門課程 こども未来学科】

区分	学科名	履修法	必・選の別	単位	時間	1年次		2年次		備考	
						単位		時間	単位		
						前期	後期				
基礎教養科目	法 学 (日 本 国 憲 法) 講 義 必	2	30	2		30					
	心 理 学 講 義 必	2	30	2		30					
	情 報 リ テ ラ シ ー と 处 理 技 術 実 技 必	2	30	1	1	30					
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 演 習 必	2	60		2	60					
	健 康 科 学 講 義 必	1	15	1		15					
	ス ポ ーツ (実 技) 実 技 必	1	15	1		15					
	(小 計)	10	180	7	3	180	0	0	0		
	社 会 福 祉 論 講 義 必	2	30	2		30					
	相 談 援 助 演 習 必	1	30		1	30					
	児 童 家 庭 福 祉 論 講 義 必	2	30		2	30					
専門教科	保 育 の 对 象 の 理 解 に 関 する 分 野	保 育 の 心 理 学 I 講 義 必	2	30	2		30				
	保 育 の 心 理 学 II 演 習 必	2	60		2	60					
	こ ら め の 保 健 I 講 義 必	2	30	2		30					
	こ ら め の 保 健 II 講 義 必	2	30		2	30					
	こ ら め の 保 健 III 演 習 必	1	30		1	30					
	こ ら め の 食 と 栄 养 演 習 必	2	60				1	1	60		
	家 庭 支 援 論 講 義 必	2	30				2		30		
	保 育 相 談 論 講 義 必	2	30				2		30		
	こ ら め 学 概 論 講 義 必	2	30	2		30					
	(小 計)	17	330	6	5	210	5	1	120		
教育科目	保 育 の 内 容 総 論 演 習 必	1	30	1		30					
	保 育 こ ら め と 健 康 演 習 必	1	30	1		30					
	保 育 こ ら め と 人 間 関 係 演 習 必	1	30		1	30					
	保 育 こ ら め と 環 境 演 習 必	1	30		1	30					
	保 育 こ ら め と 言 葉 演 習 必	1	30	1		30					
	保 育 こ ら め と リ ズ ム 表 現 演 習 必	1	30	1		30					
	保 育 こ ら め と 造 形 表 現 I 演 習 必	1	30	1		30					
	保 育 こ ら め と 造 形 表 現 II 演 習 必	1	30				1		30		
	障 害 児 保 育 演 習 必	2	60	1	1	60					
	社会的養護内容演習必	1	30				1		30		
実習・演習	乳 呪 保 育 演 習 必	2	60		2	60					
	保 育 相 談 支 援 演 習 必	1	30				1		30		
	保 育 課 程 論 講 義 必	2	30				2		30		
	保 育 方 法 論 講 義 必	2	30		2	30					
	(小 計)	18	480	6	7	360	3	2	120		
	こ ら め と 音 楽 I 演 習 必	2	60	1	1	60					
	こ ら め と 音 楽 II 演 習 必	2	60				1	1	60		
	こ ら め と 音 楽 表 現 第 1 教 程 演 習 必	1	30	1		30					
	こ ら め と 音 楽 表 現 第 2 教 程 演 習 必	1	30		1	30					
	こ ら め と 音 楽 表 現 第 3 教 程 演 習 必	2	60				1	1	60		
総合演習	こ ら め と 体 育 I 演 習 必	1	30		1	30					
	こ ら め と 体 育 II 演 習 必	1	30				1		30		
	こ ら め と 言 語 表 現 演 習 必	1	30	1		30					
	こ ら め と 造 形 I 演 習 必	1	30		1	30					
	こ ら め と 造 形 II 演 習 必	1	30				1		30		
	(小 計)	13	390	3	4	210	3	3	180		
	保 育 実 習 I 実 習 必	4	180				4		180		
	保 育 実 習 II 実 習 必	1	45				1		45		
	保 育 実 習 III 実 習 必	1	45				1		45		
	教 育 実 習 実 習 必	4	180				4		180		
計	保 育 実 習 事 前 事 後 指 導 I 演 習 必	2	60				2		60		
	保 育 実 習 事 前 事 後 指 導 II 演 習 必	1	30				1		30		
	保 育 実 習 事 前 事 後 指 導 III 演 習 必	1	30				1		30		
	教 育 実 習 事 前 事 後 指 導 演 習 必	2	60				1	1	60		
	(小 計)	16	630	0	0	0	7	9	630		
卒業研究	保 育 実 践 演 習 演 習 必	2	60				1	1	60		
	幼 児 保 育 特 別 実 践 演 習 演 習 必	1	30				1		30		
	(小 計)	4	120	0	0	0	2	2	120		
	小 計 講 義 33 495 19 8 405 6 0 90										
合計	小 計 演 習 45 1350 9 15 720 10 11 630										
	小 計 実 習 10 450 0 0 0 4 6 450										
	小 計 実 技 3 45 2 1 45 0 0 0										
	合 計 91 2340 30 24 1170 20 17 1170										

講義:1単位=15時間 演習:1単位=30時間 実習:1単位=45時間 実技:1単位=15時間 1時限=45分

※「必・選」とは必修科目と選択科目の別を示し、必修科目は総て履修しなければならない。

※教科目によっては学年並びに前期と後期での変更をする場合がある。

(3) 教職員

1、専任講師 8名

区分	職名	氏名	担当科目	専修学校設置基準教員要件	配置年月日
専任	校長	澤田 麻呂	生活支援技術,乳児保育Ⅱ,保育内容総論	第41条(2)	平成4年4月1日
専任	副校长	澤田 乃基	社会福祉現場実習指導,生命と人間,人間と地域社会	第41条(4)	平成8年4月1日
専任	教員	伊藤 隆治	生活支援技術,介護総合演習,介護実習,認知症の理解	第41条(5)	平成11年4月1日
専任	教員	竹内 美幸	発達と老化の理解,こころとからだのしくみ,医療的ケア 他	第41条(2)	平成26年4月1日
専任	教員	渡辺 晃一	人間と地域社会,介護の基本,コミュニケーション技術 他	第41条(5)	平成12年4月1日
専任	教員	大澤 和也	人間と地域社会,介護の基本,コミュニケーション技術 他	第41条(5)	平成23年4月1日
専任	教員	高山 晃作	幼児体育Ⅰ・Ⅱ,体育実技,健康科学,スポーツ,こどもと健康 他	第41条(4)	平成18年4月1日
専任	教員	坂本 正太郎	図画工作Ⅲ・Ⅳ,造形表現Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ,こどもと造形表現 他	第41条(2)	平成21年4月1日

2、兼任講師 35名

(4) キャリア教育・実践的職業教育

・現場実習先一覧

介護実習施設一覧表

平成26年4月1日現在

種別	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム	幸楽園	60名	049-5613	虹田郡洞爺湖町清水434番地	(0142) 76-4309
	幸豊園	80名	049-5331	虹田郡豊浦町字大岸町151-2	(0142) 84-1053
	幸豊ハイツ	100名	049-5332	虹田郡豊浦町字大岸町151-2	(0142) 84-1124
	喜楽園	60名	059-0157	伊達市向有珠町160-7	(0142) 38-3001
	白鳥ハイツ	100名	050-0054	室蘭市白鳥台4-8-1	(0143) 59-3033
	緑風園	50名	059-0463	登別市中登別町253-7	(0143) 84-3033
	寿幸園	50名	059-0904	白老郡白老町東町4-6-8	(0144) 82-2929
	緑陽園	110名	059-1265	苦小牧市宇樽前222-11	(0144) 67-0166
	樽前慈生園	50名	059-1265	苦小牧市宇樽前219-1	(0144) 67-5601
	北海道リハビリテーションセンター特養部	50名	059-0642	白老郡白老町字竹浦133	(0144) 87-2611
	第二長日園	50名	052-0101	有珠郡壯瞥町字滝之町287-8	(0142) 66-3255
	陽明園	80名	059-1365	苦小牧市字植苗51-177	(0144) 58-2421
	樽前緑樹園	50名	059-1265	苦小牧市字樽前220-5	(0144) 67-3620
	アポロ園	50名	053-0851	苦小牧市山手町1-12-3	(0144) 74-8377
	エンルムハイツ	50名	051-0036	室蘭市祝津町3-16-32	(0143) 27-5577
障害者支援施設	みたらの杜	140名	051-0035	室蘭市絵鞆町2-22-1	(0143) 26-2700
	ひまわり	50名	052-0012	伊達市松ヶ枝町154-30	(0142) 21-2711
	樽前かしわぎ園	80名	059-1265	苦小牧市字樽前216-5	(0144) 67-6308
	北海道リハビリテーションセンター療護部	50名	059-0642	白老郡白老町字竹浦133	(0144) 87-2611
老人保健施設	北海道リハビリテーションセンター更生部	130名	059-0642	白老郡白老町字竹浦133	(0144) 87-2611
	伊達リハビリセンター	80名	052-0012	伊達市松ヶ枝町84-1	(0142) 21-5151
	苦小牧健樹園	58名	059-1271	苦小牧市澄川町7-9-18	(0144) 67-3111
	グリーンコート三愛	100名	059-0463	登別市中登別町24-113	(0143) 83-0111
	母恋	100名	051-0005	室蘭市新富町1-5-13	(0143) 25-2121
	プライムヘルシータウン湘南	100名	052-0012	伊達市松ヶ枝町157-110	(0142) 22-1200
訪問介護事業所等施設	ライフスプリング桜木	100名	053-0832	苦小牧市桜木町2-25-1	(0144) 71-2369
	憩	70名	051-0076	室蘭市知利別町1-45	(0143) 41-1511
	訪問介護事業 みたらの杜	—	051-0035	室蘭市絵鞆町2-22-37	(0143) 26-2600
	指定訪問介護事業所 いきがい	—	051-0005	室蘭市新富町1-2-2	(0143) 22-0150
	勤医協ヘルパーステーションむろらん	—	050-0085	室蘭市輪西町2-3-17	(0143) 46-6737
	小規模多機能型居宅介護事業所 デイホームやちよ	—	050-0086	室蘭市大沢町2-26-4	(0143) 41-1717
	小規模多機能型居宅介護事業所 みたらの杜	—	051-0035	室蘭市絵鞆町2-22-3	(0143) 26-3335
通所介護事業所等施設	いぶりたすけ愛優サービス	—	059-0023	登別市桜木町3-2-10	(0143) 88-3003
	ヘルパーステーションひまわり	—	052-0012	伊達市松ヶ枝町154-30	(0142) 21-2711
	ヘルパーステーション湘南	—	052-0012	伊達市松ヶ枝町157-110	(0142) 22-1202
	ケアステーションはまなす	—	059-0464	登別市登別東町2丁目15-21	(0143) 80-1000
	デイサービスセンター いきがい	—	051-0005	室蘭市新富町1丁目2番2号	(0143) 22-0150
	勤医協むろらんデイサービス	—	050-0085	室蘭市輪西町2-3-17	(0143) 46-6466
	デイサービスセンター かがやき	—	050-0083	室蘭市東町4-20-8	(0143) 44-0012
	デイサービスセンター みたらの杜	—	051-0035	室蘭市絵鞆町2-22-37	(0143) 26-2150
	デイサービスセンター ことぶき	—	050-0082	室蘭市寿町1-1-9	(0143) 44-3300
	通所リハビリ グリーンコート三愛	—	059-0463	登別市中登別町24-113	(0143) 83-0111
認知症対応型共同生活介護施設	サポートセンター・コア	—	059-0036	登別市美蘭町2-35-16	(0143) 82-4001
	通所リハ プライムヘルシータウン湘南	—	052-0012	伊達市松ヶ枝町157-110	(0142) 22-1200
	デイサービスセンター ひまわり	—	052-0012	伊達市松ヶ枝町154-30	(0142) 21-2711
	デイサービス くぬぎ	—	059-0922	白老郡白老町萩野310-111	(0144) 83-9111
	ライフスプリング桜木 デイケア	—	053-0832	苦小牧市桜木町2-25-1	(0144) 71-2369
	グループホーム みたらの杜	18名	051-0035	室蘭市絵鞆町2丁目22番3号	(0143) 26-3330
	グループホーム やちよ	18名	050-0086	室蘭市大沢町2-26-15	(0143) 41-7200
	グループホーム ひだまりの家	18名	051-0001	室蘭市御崎町2-10-19	(0143) 23-2800
	グループホーム フォレスト桜木	18名	050-0064	室蘭市桜木町45-10	(0143) 58-3200
	グループホーム しづく	18名	059-0017	登別市桜木町4-24-9	(0143) 81-6160
	グループホーム ねねむ	18名	052-0011	伊達市竹原町28-3	(0142) 22-0616
	グループホーム かしわ	18名	059-0922	白老郡白老町萩野310-111	(0144) 83-9111
	グループホーム 日吉	18名	053-0816	苦小牧市日吉町3-1-9	(0144) 72-6000
	グループホーム 花縁	18名	059-1271	苦小牧市澄川町4-3-5	(0144) 61-7321
	グループホーム たんぽぽ	18名	050-0051	室蘭市石川町202-1	(0143) 50-2255
	グループホーム 和みずもと	18名	050-0071	室蘭市水元町53-12	(0143) 84-8677

社会福祉現場実習施設一覧表

平成26年4月1日現在

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
室蘭市福祉事務所	051-8511	室蘭市幸町1-2	(0143) 22-1111
登別市福祉事務所	059-8701	登別市中央町6-11	(0143) 85-2111
伊達市福祉事務所	052-0024	伊達市鹿島町20-1	(0142) 23-3331
苫小牧市福祉事務所	053-0018	苫小牧市旭町4-5-6	(0144) 32-6111
北海道室蘭児童相談所	050-0082	室蘭市春町1-6-12	(0143) 44-2949
北海道室蘭保健所	051-8558	室蘭市幸町9-11	(0143) 22-9131

保育実習施設一覧表

平成26年4月1日現在

施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号
ほくと保育園	150名	050-0072	室蘭市高砂町3-11-48	(0143)45-8100
室蘭市立祝津保育所	45名	051-0032	室蘭市港南町2-4-13	(0143)24-7878
室蘭市立中島保育所	120名	050-0075	室蘭市中島町2-5-3	(0143)44-3793
港北保育所	45名	050-0065	室蘭市本輪西町3-33-1	(0143)55-2200
東町保育所	100名	050-0081	室蘭市寿町1-11-5	(0143)44-3413
みどり保育園	75名	051-0004	室蘭市母恋北町1-16-5	(0143)22-6296
双葉保育所	70名	050-0086	室蘭市大沢町2-16-1	(0143)44-3612
栗山保育園	90名	050-0073	室蘭市宮の森町1-6-16	(0143)45-4215
常盤保育所	120名	051-0014	室蘭市栄町2-6-16	(0143)22-3887
白鳥保育所	90名	050-0054	室蘭市白鳥町2-8-3	(0143)55-2570
登別市立鶯別保育所	120名	059-0034	登別市鶯別町4-36-18	(0113)86-7254
登別市立富士保育所	120名	059-0014	登別市富士町7-2-1	(0142)85-2557
登別市立栄町保育所	120名	059-0033	登別市栄町2-6-1	(0143)86-9515
登別市立幌別東保育所	120名	059-0013	登別市幌別町8-17	(0143)88-0151
伊達市立くるみ保育所	90名	052-0021	伊達市末永町9-4-91	(0142)25-1165
伊達市立つづじ保育所	120名	052-0014	伊達市舟岡町344-4	(0142)25-1918
伊達市立ひまわり保育所	60名	052-0015	伊達市舟岡町24	(0142)25-3493
うす保育所	30名	059-0151	伊達市有珠町1-1	(0142)38-2598
ふたば保育所	90名	052-0032	伊達市山下町118-2	(0142)23-2792
伊達保育所	60名	052-0027	伊達市大町18	(0142)23-4017
虹の橋保育園	90名	052-0014	伊達市舟岡町200-142	(0142)25-7111
洞爺湖町立人江保育所	90名	049-5603	虻田郡洞爺湖町人江190-31	(0142)76-4317
洞爺湖町立桜ヶ丘保育所	60名	049-5721	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉190	(0142)75-2088
豊浦町立大岸保育所	30名	049-5332	虻田郡豊浦町大岸97-60	(0142)84-1351
認定こども園青空	80名	049-5416	虻田郡豊浦町宇船見町100-1	(0142)83-3662
緑丘保育園	70名	059-0908	白老郡白老町線丘1-12-1	(0144)82-4052
白老町立海の子保育園	45名	059-0641	白老郡白老町字虎浜浜74-11	(0144)87-2481
白老町立はまかず保育園	60名	059-0922	白老郡白老町字萩野68	(0144)83-2271
おとわ保育園	60名	053-0044	苫小牧市音羽町2-10-4	(0144)36-5056
むかわ町立さくら保育園	90名	054-0211	勇払郡むかわ町徳別80-1	(0145)45-2525
室蘭市こども発達支援センターあいくる	—	051-0003	室蘭市母恋南町2-22-3	(0143)25-5500
のぞみ園	—	059-0013	登別市幌別町3-17-4	(0113)85-7721
わかすぎ学園	40名	051-0003	室蘭市母恋南町5-5-39	(0143)23-7984
黒松内つし園	80名	048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内562	(0136)72-3033
北海愛星学園	65名	018-1305	磯谷郡蘭越町字大谷289	(0136)57-5537
室蘭言泉学園	30名	051-0003	室蘭市母恋南町5-5-39	(0143)22-3037
優徳荘	50名	052-0317	伊達市大嵐区優徳町13-4	(0142)68-6134
日中活動センターげんせん	28名	051-0004	室蘭市母恋北町1-2-20	(0143)23-0520
活動支援施設あけぼの	40名	050-0054	室蘭市白鳥台1-16-4	(0143)50-3547
わく・WORK ランタナ	20名	050-0083	室蘭市東町1-5-21	(0143)47-8884
むろらんワークセンター岬	40名	051-0003	室蘭市母恋南町2-22-3	(0143)22-5671
多機能型事業所ココカラ	38名	050-0063	室蘭市港北町1-11-10	(0143)83-4720
月とらいおん	35名	059-0002	登別市幸町3-6	(0143)88-1374
ふみだす	60名	052-0012	伊達市桜ヶ枝町59-4	(0142)25-0022
フロントイア	40名	059-0922	白老郡白老町宇萩野310-110	(0144)83-3537

教育実習施設一覧表

平成26年4月1日現在

施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号
すみれ文化幼稚園	120名	051-0003	室蘭市母恋南町2-11-9	(0143)25-6611
清泉幼稚園	140名	051-0036	室蘭市祝津町3-10-7	(0143)27-5444
室蘭めいえ幼稚園	90名	050-0076	室蘭市知利別町2-15-15	(0143)44-2388
室蘭美園幼稚園	210名	050-0083	室蘭市東町1-20-23	(0143)43-3130
桜ヶ丘幼稚園	100名	050-0063	室蘭市港北町2-26-30	(0143)58-3265
ベネディクト幼稚園	140名	050-0072	室蘭市高砂町3-7-7	(0143)44-5296
文化学園大学附属幼稚園	105名	050-0072	室蘭市高砂町3-11-50	(0143)44-0566
ピノキオ幼稚園	200名	050-0054	室蘭市白鳥台2-4-2	(0143)59-2295
室蘭中島幼稚園	210名	050-0075	室蘭市中島本町1-9-6	(0143)44-1870
リリー文化幼稚園	175名	059-0034	登別市鶯別町2-17	(0113)87-2211
登別カトリック聖心幼稚園	150名	059-0012	登別市中央町7-15	(0143)85-2414
白菊幼稚園	280名	059-0023	登別市桜木町2-5-3	(0143)85-2545
京王幼稚園	215名	052-0031	伊達市館山町15	(0112)23-5454
伊達幼稚園	120名	052-0023	伊達市元町31	(0142)23-3318
とうやこ幼稚園	80名	049-5605	虻田郡洞爺湖町高砂町127-9	(0142)76-4500
苫小牧マーガレット幼稚園	160名	053-0034	苫小牧市清水町2-11-8	(0144)34-7811
ひかりの国幼稚園	200名	053-0814	苫小牧市糸井353-1	(0144)74-4800
苫小牧聖母幼稚園	100名	053-0805	苫小牧市新富町2-6-16	(0144)72-2666

・現場実習指導概要

(職業実践専門課程 介護福祉学科)

授業科目名	介護実習 I	授業時数 又は単位 数	180 時間 (4 単位)
実施期間	9/22～10/22 にかけて、4 週間、1 週 45 時間で 実施する。		
実習・演習等の目的及び 概要	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解させる。		
企業等との連携の基本方針	<p>介護福祉専門職として仕事をする上で必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」について、現場体験を通じて学ぶことを目的としている。具体的には、福祉専門職としての職業倫理についての学習、援助業務に必要な資質・能力・技術の習得、関連分野の専門職との連携についての理解、具体的な体験を専門的援助技術として概念化し体系立てられるような能力の涵養を目指している。</p> <p>介護福祉士受験資格取得が可能な教育課程の編成に当たっては、適切な実習体制の確立が求められていることを考慮して実習計画の策定及び実習指導体制の充実を図っている。</p>		
企業等との連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実習期間中およびその前後の期間については、実習指導を担当する教員を中心に施設と連携を図っている。 ・実習期間中およびその前後の期間において施設と実習指導担当教員とのあいだに直接連携がとれない場合には、介護福祉学科教務室を窓口として施設からの問い合わせ等を集約し、担当教員に伝えるしくみを整えている。 ・実習報告会の前後に実施されている実習指導担当者と実習指導担当教員との懇談会において、実習プログラムの内容や実習指導上の課題について協議し、実習生の指導のあり方に関する相互理解を深めている。 ・学校から施設に対して実習生受け入れに関する問い合わせあるいは依頼をする際には、教育課程編成委員会等で示された基準をもとに両者間で合意した内容で、介護福祉学科教務室を通して一元的に行っている。 		
学修成果の評価方法	<p>1)出席:出席状況を評価に反映します。</p> <p>2)平常点:実習に係わる提出書類、実習記録の内容、実習態度などを基に評価します。</p> <p>3)実習評価:施設実習指導者と実習巡回教員それぞれによる評価をします。</p> <p>※1)から 3)を総合的に勘案し、履修の認定を校長が決定します。</p>		
実習・演習等計画			
日程	実習・演習等の内容	実施場所	
1 日目～ 20 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・日課表に沿った業務の進め方を学ぶ ・利用者の個別性の理解をする ・コミュニケーション技術を用いての利用者との関わり方を学ぶ ・クラブ活動や行事の目的、運営方法を学ぶ ・学内で学んだ介護技術を実践する ・ボディメカニクスの原理を理解する 	連携施設	

	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策の方法や具体策などを学び実践する ・職員と利用者の関わり方を学ぶ ・介護過程のプロセスを学ぶ ・職員の一員として、チームワークの重要性を自覚する ・医務やリハビリ、相談業務などの概要を知り、介護職との連携の必要性を知る ・終末期の援助や対応の仕方、葬式の儀式の方法などを学ぶ ・緊急時における安全確保の方法、利用者の移動能力に応じた避難の仕方を学ぶ 	
連携する企業等	<p>○喜楽園 ○老人保健施設 母恋 ○指定訪問介護事業所 いきがい ○訪問介護事業所 ひまわり ○グループホームやちよ 他</p>	計 27 施設

(職業実践専門課程 介護福祉学科)

授業科目名	介護実習 II	授業時数 又は単位 数	270 時間 (6 単位)
実施期間	5/12～6/27 にかけて、6 週間、1 週 45 時間で 実施する。		
実習・演習等の目的及び概要	個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する。		
企業等との連携の基本方針	<p>介護福祉専門職として仕事をする上で必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」について、現場体験を通じて学ぶことを目的としている。具体的には、福祉専門職としての職業倫理についての学習、援助業務に必要な資質・能力・技術の習得、関連分野の専門職との連携についての理解、具体的な体験を専門的援助技術として概念化し体系立てられるような能力の涵養を目指している。</p> <p>介護福祉士受験資格取得が可能な教育課程の編成に当たっては、適切な実習体制の確立が求められていることを考慮して実習計画の策定及び実習指導体制の充実を図っている。</p>		
企業等との連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実習期間中およびその前後の期間については、実習指導を担当する教員を中心に施設と連携を図っている。 ・実習期間中およびその前後の期間において施設と実習指導担当教員とのあいだに直接連携がとれない場合は、介護福祉学科教務室を窓口として施設からの問い合わせ等を集約し、担当教員に伝えるしくみを整えている。 ・実習報告会の前後に実施されている実習指導担当者と実習指導担当教員との懇談会において、実習プログラムの内容や実習指導上の課題について協議し、実習生の指導のあり方に関する相互理解を深めている。 ・学校から施設に対して実習生受け入れに関する問い合わせあるいは依頼をする際には、教育課程編成委員会等で示された基準をもとに両者間で合意した内容で、介護福祉学科教務室を通して一元的に行っている。 		

学修成果の評価方法	<p>1)出席:出席状況を評価に反映します。</p> <p>2)平常点:実習に係わる提出書類、実習記録の内容、実習態度などを基に評価します。</p> <p>3)実習評価:施設実習指導者と実習巡回教員それぞれによる評価をします。</p> <p>※1)から 3)を総合的に勘案し、履修の認定を校長が決定します。</p>
実習・演習等計画	
日程	実習・演習等の内容
1 日目～ 30 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・日課表に沿った業務の進め方を学ぶ ・利用者の個別性の理解をする ・コミュニケーション技術を用いての利用者との関わり方を学ぶ ・クラブ活動や行事の目的、運営方法を学ぶ ・学内で学んだ介護技術を実践する ・ボディメカニクスの原理を理解する ・感染予防対策の方法や具体策などを学び実践する ・職員と利用者の関わり方を学ぶ ・介護過程のプロセスを学ぶ ・職員の一員として、チームワークの重要性を自覚する ・医務やリハビリ、相談業務などの概要を知り、介護職との連携の必要性を知る ・終末期の援助や対応の仕方、葬式の儀式の方法などを学ぶ ・緊急時における安全確保の方法、利用者の移動能力に応じた避難の仕方を学ぶ
連携する企業等	<input type="radio"/> 特別養護老人ホーム アポロ園 <input type="radio"/> 北海道リハビリテーションセンター <input type="radio"/> 寿幸園 <input type="radio"/> 緑風園 <input type="radio"/> 特別養護老人ホーム みたらの杜 他 計 9 施設

(職業実践専門課程 介護福祉学科)

授業科目名	社会福祉現場実習	授業時数 又は単位 数	90 時間 (2 単位)
実施期間	9/16～9/30 にかけて、2 週間、1 週 45 時間 で 実施する。		
実習・演習等の目的及び概要	社会福祉施設の内容、機能等を実践現場での体験を通して理解させる。既習の教科全体の知識・技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用力を養う。		
企業等との連携の基本方針	介護福祉専門職として仕事をする上で必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」について、現場体験を通じて学ぶことを目的としている。具体的には、福祉専門職としての職業倫理についての学習、援助業務に必要な資質・能力・技術の習得、関連分野の専門職との連携についての理解、具体的な体験を専門的援助技術とし		

	<p>て概念化し体系立てられるような能力の涵養を目指している。</p> <p>介護福祉士受験資格取得が可能な教育課程の編成に当たっては、適切な実習体制の確立が求められていることを考慮して実習計画の策定及び実習指導体制の充実を図っている。</p>	
企業等との連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実習期間中およびその前後の期間については、実習指導を担当する教員を中心に施設と連携を図っている。 ・実習期間中およびその前後の期間において施設と実習指導担当教員とのあいだに直接連携がとれない場合は、介護福祉学科教務室を窓口として施設からの問い合わせ等を集約し、担当教員に伝えるしくみを整えている。 ・実習報告会の前後に実施されている実習指導担当者と実習指導担当教員との懇談会において、実習プログラムの内容や実習指導上の課題について協議し、実習生の指導のあり方に関する相互理解を深めている。 ・学校から施設に対して実習生受け入れに関する問い合わせあるいは依頼をする際には、教育課程編成委員会等で示された基準をもとに両者間で合意した内容で、介護福祉学科教務室を通して一元的に行っている。 	
学修成果の評価方法	<p>1)出席:出席状況を評価します。</p> <p>2)平常点:実習に係わる提出書類、実習記録の内容、実習態度などを基に評価します。</p> <p>3)実習評価:施設実習指導者と実習巡回教員それぞれによる評価をします。</p> <p>※1)から 3)を総合的に勘案し、履修の認定を校長が決定します。</p>	
実習・演習等計画		
日程	実習・演習等の内容	実施場所
1日目～ 10日目	<ul style="list-style-type: none"> ・日課表に沿った業務の進め方を学ぶ ・利用者の個別性の理解をする ・コミュニケーション技術を用いての利用者との関わり方を学ぶ ・クラブ活動や行事の目的、運営方法を学ぶ ・学内で学んだ介護技術を実践する ・ボディメカニクスの原理を理解する ・感染予防対策の方法や具体策などを学び実践する ・職員と利用者の関わり方を学ぶ ・介護過程のプロセスを学ぶ ・職員の一員として、チームワークの重要性を自覚する ・医務やリハビリ、相談業務などの概要を知り、介護職との連携の必要性を知る ・終末期の援助や対応の仕方、葬式の儀式の方法などを学ぶ ・緊急時における安全確保の方法、利用者の移動能力に応じた避難の仕方を学ぶ 	連携施設
連携する企業等	<input type="radio"/> 就労支援 ピアチャーレ <input type="radio"/> ワークランドのぞみ <input type="radio"/> 室蘭社会福祉協議会 <input type="radio"/> 養護老人ホームあいらん <input type="radio"/> デイサービス かがやき 他	計 12 施設

(職業実践専門課程 こども未来学科)

授業科目名	保育実習 I 保育所:6/4~6/16【2週間】 居住型(入所)施設:12/3~12/14【2週間】	授業時数 又は単位 数	180 時間 (4 単位)
実施期間	5/26~6/6・12/1~12/12にかけて、4週間、1週45時間で実施する。		
実習・演習等の目的及び概要	保育所及び児童福祉施設の内容、機能等を実践現場での体験を通して理解させる。既習の教科全体の知識・技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用力を養う。保育士としての職業倫理と子どもの最善の利益の具体化について学ばせる。		
企業等との連携の基本方針	<p>保育士として仕事をする上で必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」について、現場体験を通じて学ぶことを目的としている。具体的には、保育士としての職業倫理についての学習、援助業務に必要な資質・能力・技術の習得、関連分野の専門職との連携についての理解、具体的な体験を専門的援助技術として概念化し体系立てられるような能力の涵養を目指している。</p> <p>教育課程の編成に当たっては、適切な実習体制の確立が求められていることを考慮して実習計画の策定及び実習指導体制の充実を図っている。</p>		
企業等との連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実習期間中およびその前後の期間については、実習指導を担当する教員を中心に施設と連携を図っている。 ・実習期間中およびその前後の期間において施設と実習指導担当教員とのあいだに直接連携がとれない場合には、こども未来学科教務室を窓口として施設からの問い合わせ等を集約し、担当教員に伝えるしくみを整えている。 ・実習報告会の前後に実施されている実習指導担当者と実習指導担当教員との懇談会において、実習プログラムの内容や実習指導上の課題について協議し、実習生の指導のあり方に関する相互理解を深めている。 ・学校から施設に対して実習生受け入れに関する問い合わせあるいは依頼をする際には、教育課程編成委員会等で示された基準をもとに両者間で合意した内容で、こども未来学科教務室窓口を通して一元的に行っている。 		
学修成果の評価方法	<p>1)出席:出席状況を評価します。</p> <p>2)平常点:実習に係わる提出書類、実習記録の内容、実習態度などを基に評価します。</p> <p>3)実習評価:施設実習指導者と実習巡回教員それぞれによる評価をします。</p> <p>※1)から3)を総合的に勘案し、履修の認定を校長が決定します。</p>		
実習・演習等計画			
日程	実習・演習等の内容		実施場所
1日目～ 2日目	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長や指導保育者の話を聞いて、保育者と利用児の所内活動を把握。 ・担当保育者の指導のもと、保育の実際を観察 		連携施設 (保育所)
3日目～ 7日目	<ul style="list-style-type: none"> ・担任保育者の援助をする ・実習生として保育活動の一部を担当する。 ・保育の一部を実習生指導者等に評価してもらう。 		連携施設 (保育所)
8日目～ 10日目	<ul style="list-style-type: none"> ・一日中の保育を担当する。 		連携施設 (保育所)
11日目～	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長や指導保育者の話を聞いて、保育者と利用児の所内活動を把握。 		連携施設

2日目	・担当保育者の指導のもと、保育の実際を観察	(居住型(入所)施設)
3日目～ 7日目	・担任保育者の援助をする ・実習生として保育活動の一部を担当する。 ・保育の一部を実習生指導者等に評価してもらう。	連携施設 (居住型(入所)施設)
8日目～ 10日目	・一日中の保育を担当する。	連携施設 (居住型(入所)施設)
連携する企業等	○中島保育所 ○鷺別保育所 ○くるみ保育園 ○室蘭市こども発達支援センター あいぐる ○児童デイサービスセンター のぞみ園 他	
	計 32 施設	

(職業実践専門課程 こども未来学科)

授業科目名	保育実習 II	授業時数 又は単位 数	45 時間 (1 単位)
実施期間	6/9～6/13 にかけて、1週間、1週 45 時間で 実施する。		
実習・演習等の目的及び概要	保育所の保育を実際に実践し、保育士として必要な資質・能力・技術を習得させる。家庭との地域の生活実態にふれて、子ども家庭福祉ニーズに対する理解力、判断力を養うとともに、子育て支援するために必要とされる能力を養う。		
企業等との連携の基本方針	<p>保育士として仕事をする上で必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」について、現場体験を通じて学ぶことを目的としている。具体的には、保育士としての職業倫理についての学習、援助業務に必要な資質・能力・技術の習得、関連分野の専門職との連携についての理解、具体的な体験を専門的援助技術として概念化し体系立てられるような能力の涵養を目指している。</p> <p>教育課程の編成に当たっては、適切な実習体制の確立が求められていることを考慮して実習計画の策定及び実習指導体制の充実を図っている。</p>		
企業等との連携内容	<ul style="list-style-type: none"> 実習期間中およびその前後の期間については、実習指導を担当する教員を中心に施設と連携を図っている。 実習期間中およびその前後の期間において施設と実習指導担当教員とのあいだに直接連携がとれない場合には、こども未来学科教務室を窓口として施設からの問い合わせ等を集約し、担当教員に伝えるしきみを整えている。 実習報告会の前後に実施されている実習指導担当者と実習指導担当教員との懇談会において、実習プログラムの内容や実習指導上の課題について協議し、実習生の指導のあり方に関する相互理解を深めている。 学校から施設に対して実習生受け入れに関する問い合わせあるいは依頼をする際には、教育課程編成委員会等で示された基準をもとに両者間で合意した内容で、こども未来学科教務室窓口を通して一元的に行っている。 		
学修成果の評価方法	<ol style="list-style-type: none"> 出席：出席状況を評価します。 平常点：実習に係わる提出書類、実習記録の内容、実習態度などを基に評価します。 実習評価：施設実習指導者と実習巡回教員それぞれによる評価をします。 		

	※1)から 3)を総合的に勘案し、履修の認定を学校長が決定します。
実習・演習等計画	
日程	実習・演習等の内容
1 日目～ 2 日目	・施設長や指導保育者の話を聞いて、保育者と利用児の所内活動を把握。 ・担当保育者の指導のもと、保育の実際を観察
3 日目～ 5 日目	・担任保育者の援助をする
連携する企業等	○中島保育所 ○鶴別保育所 ○くるみ保育園 ○室蘭市こども発達支援センター あいぐる ○児童デイサービスセンター のぞみ園 他 計 32 施設

(職業実践専門課程 こども未来学科)

授業科目名	保育実習 III	授業時数 又は単位 数	45 時間 (1 単位)
実施期間	6/16～6/20にかけて、1週間、1週 45 時間で 実施する。		
実習・演習等の目的及び概要	保育所の保育を実際に実践し、保育士として必要な資質・能力・技術を習得させる。家庭との地域の生活実態にふれて、子ども家庭福祉ニーズに対する理解力、判断力を養うとともに、子育て支援するために必要とされる能力を養う。		
企業等との連携の基本方針	保育士として仕事をする上で必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」について、現場体験を通じて学ぶことを目的としている。具体的には、保育士としての職業倫理についての学習、援助業務に必要な資質・能力・技術の習得、関連分野の専門職との連携についての理解、具体的な体験を専門的援助技術として概念化し体系立てられるような能力の涵養を目指している。 教育課程の編成に当たっては、適切な実習体制の確立が求められていることを考慮して実習計画の策定及び実習指導体制の充実を図っている。		

企業等との連携内容	<ul style="list-style-type: none"> 実習期間中およびその前後の期間については、実習指導を担当する教員を中心に施設と連携を図っている。 実習期間中およびその前後の期間において施設と実習指導担当教員とのあいだに直接連携がとれない場合には、こども未来学科教務室を窓口として施設からの問い合わせ等を集約し、担当教員に伝えるしくみを整えている。 実習報告会の前後に実施されている実習指導担当者と実習指導担当教員との懇談会において、実習プログラムの内容や実習指導上の課題について協議し、実習生の指導のあり方に関する相互理解を深めている。 学校から施設に対して実習生受け入れに関する問い合わせあるいは依頼をする際には、教育課程編成委員会等で示された基準をもとに両者間で合意した内容で、こども未来学科教務室窓口を通して一元的に行っていいる。 	
学修成果の評価方法	<p>1)出席:出席状況を評価に反映します。</p> <p>2)平常点:実習に係わる提出書類、実習記録の内容、実習態度などを基に評価します。</p> <p>3)実習評価:施設実習指導者と実習巡回教員それぞれによる評価をします。</p> <p>※1)から 3)を総合的に勘案し、履修の認定を校長が決定します。</p>	
実習・演習等計画		
日程	実習・演習等の内容	実施場所
1日目～ 2日目	<ul style="list-style-type: none"> 実習生として保育活動の一部を担当する。 保育の一部を実習生指導者等に評価してもらう。 	連携施設 (保育所)
3日目～ 5日目	<ul style="list-style-type: none"> 一日中の保育を担当する。 	連携施設 (保育所)
連携する企業等	<input type="checkbox"/> 中島保育所 <input type="checkbox"/> 鶴別保育所 <input type="checkbox"/> くるみ保育園 <input type="checkbox"/> 室蘭市こども発達支援センター あいくる <input type="checkbox"/> 児童デイサービスセンター のぞみ園 他 計 32 施設	

(職業実践専門課程 こども未来学科)

授業科目名	教育実習	授業時数 又は単位 数	180 時間 (4 单位)
実施期間	9/8～10/10 にかけて、4週間、1週 45時間で 実施する。		

実習・演習等の目的及び概要	幼稚園での学外実習は、観察と参加を中心に行う。この科目は、現場実習を通して、幼稚園教員の役割、子ども達の実践的理解、保育現場の環境構成などに実際に触れることを目的とする。	
企業等との連携の基本方針	<p>保育士として仕事をする上で必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」について、現場体験を通じて学ぶことを目的としている。具体的には、保育士としての職業倫理についての学習、援助業務に必要な資質・能力・技術の習得、関連分野の専門職との連携についての理解、具体的な体験を専門的援助技術として概念化し体系立てられるような能力の涵養を目指している。</p> <p>教育課程の編成に当たっては、適切な実習体制の確立が求められていることを考慮して実習計画の策定及び実習指導体制の充実を図っている。</p>	
企業等との連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実習期間中およびその前後の期間については、実習指導を担当する教員を中心に施設と連携を図っている。 ・実習期間中およびその前後の期間において施設と実習指導担当教員とのあいだに直接連携がとれない場合には、こども未来学科教務室を窓口として施設からの問い合わせ等を集約し、担当教員に伝えるしくみを整えている。 ・実習報告会の前後に実施されている実習指導担当者と実習指導担当教員との懇談会において、実習プログラムの内容や実習指導上の課題について協議し、実習生の指導のあり方に関する相互理解を深めている。 ・学校から施設に対して実習生受け入れに関する問い合わせあるいは依頼をする際には、教育課程編成委員会等で示された基準をもとに両者間で合意した内容で、こども未来学科教務室窓口を通して一元的に行っていている。 	
学修成果の評価方法	<p>1)出席:出席状況を評価します。</p> <p>2)平常点:実習に係わる提出書類、実習記録の内容、実習態度などを基に評価します。</p> <p>3)実習評価:施設実習指導者と実習巡回教員それぞれによる評価をします。</p> <p>※1)から 3)を総合的に勘案し、履修の認定を校長が決定します。</p>	
実習・演習等計画		
日程	実習・演習等の内容	実施場所
1日目～ 3日目	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長や指導保育者の話を聞いて、保育者と利用児の所内活動を把握。 ・担当保育者の指導のもと、保育の実際を観察 	連携施設 (幼稚園)
4日目～ 15日目	<ul style="list-style-type: none"> ・担任保育者の援助をする ・実習生として保育活動の一部を担当する。 ・保育の一部を実習生指導者等に評価してもらう。 	連携施設 (幼稚園)
16日目～ 20日目	<ul style="list-style-type: none"> ・一日中の保育を担当する。 	連携施設 (幼稚園)
連携する企業等	<input type="radio"/> 京王幼稚園 <input type="radio"/> 清泉幼稚園 <input type="radio"/> 桜ヶ丘幼稚園 <input type="radio"/> ピノキオ幼稚園 <input type="radio"/> すみれ文化幼稚園 他 	
		計 16 園

平成26年度 北斗文化学園 年同行事（後期）

	日	月	火	水	木	金	土	共通	介護福祉学科	こども未来学科	調理師学科
10	1	2	3	4	5	6	7	推薦入試1次(11日) 一般・社会人入試1次(13日) 推薦／一般・社会人入試2次(25日)			
	8	9	10	11	12	13	14				
	15	16	17	18	19	20	21				
	22	23	24	25	26	27	28				
	29	30	31								
	体育の日(10/13)										
	水質検査(6日)								水質検査(6日)	水質検査(6日)	
11	1	2	3	4	5	6	7	8			
	9	10	11	12	13	14	15				
	16	17	18	19	20	21	22				
	23	24	25	26	27	28	29				
	学校祭(15日・16日) 文化の日(11/3) 勤労感謝の日(11/23)										
	代休(17日・18日) 振替休日(11/24) 【米ぬれ祭】 (17日) 室蘭／中島神社蓬崎殿 (18日) 芦小牧／グランドホテルニュー王子(来定)										
	※各種HP・常時内容更新										
12	1	2	3	4	5	6	7	8	2年生 介護実習 1/2 (11/26-27-28)	すみれ幼稚園クリスマス会(3日) リリー幼稚園クリスマス会(10日)	
	9	10	11	12	13	14	15	16			
	17	18	19	20	21	22	23	24			
	25	26	27	28	29	30	31				
	終業式(19日) 冬休み(12/20日～) 誕生日(12/23)										
	職員年末年始休暇(12/27日～)										
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	元旦(1/1) 成人の日(1/12)										
	合同職員会議(20日 13:30～14:30)										
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	和食マナー研修(13日) 洋食マナー研修(24日～25日)								和食マナー研修(13日) 洋食マナー研修(24日～25日)	和食マナー研修(13日) 洋食マナー研修(24日～25日)	
	2年生 全カリキュラム修了								2年生 全カリキュラム修了	2年生 全カリキュラム修了	
	※体験入学(7日)										
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	卒業式予行練習(13日) 卒業式・謝恩会(15日) 終了式(17日)										
	春分の日(3/21)										
	卒業式の代休(3/16)										
	合回職員会議(4日 13:30～14:30)										

②地域との取り組み、他校との交流について

本校は、学校行事を通じて教科以外に専門職業人として必要な教養や社会性を習得し、有能な人材を育成することを目指しています。特に、室蘭市母恋地区の祭礼には学校としてお神輿を出座し地域住民と親しく交流する機会を設けております。この祭礼への参加は毎年この行事に本校学生が加わる一大地域イベントとして広く周知されております。

他校との交流は、学園の設置する幼稚園へ定期的に相互訪問をし異年齢交流を行うほか、同じく学園設置の専門学校同士の合同学校行事の開催を行っています。

また、さらに地域の小学校、中学校の授業の一環である「上級校調べ」や「見学」などを積極的に受け入れています。

(6) 学生の生活支援

①学生の福利厚生

(1) 定期健診

学生の健康管理のため定期にレントゲン撮影等による健診を行っています。

(2) 予め所定の手続きを探ることで、普段の通学や旅行の移動に必要な学生割引のために必要な文書類の発行を受けることが出来ます。

(3) 校医の紹介

学生は校医のもとで診療を受けることが出来ます。

【船員保険 健康管理センター】

札幌市中央区北1条西4 TEL 011-200-4811

診療時間 午前8時30分～午後6時（土・日祝祭日休診）

【斎藤外科医院】

室蘭市中央町2-7 TEL 0143-23-1411

診療時間 午前9時～午後5時（日・祭日及び水曜日・土曜日の午後休診）

(7) 学生納付金・修学支援

① 納付金額

職業実践専門課程 介護福祉学科

	初年度	2年次
入学金	200,000円	—
授業料	600,000円	600,000円
実習費	200,000円	200,000円
教育機材維持費	150,000円	150,000円
合計	1,150,000円	950,000円

※上記の他に教科書代・実習着代・学生諸費・暖房費が必要です。

(平成25年度卒業生実績 2年間合計額 324,000円)

※授業料(年額600,000円)のみ、前期・後期の分納が可能です。

職業実践専門課程 こども未来学科

	初年度	2年次
入学金	200,000円	—
授業料	600,000円	600,000円
実習費	150,000円	150,000円
教育機材維持費	150,000円	150,000円
合計	1,100,000円	900,000円

※上記の他に教科書代・学生諸費・暖房費が必要です。

(平成25年度卒業生実績 2年間合計額 285,000円)

※授業料(年額600,000円)のみ、前期・後期の分納が可能です。

※短期大学併修費用は上記に含まれます。

② 納付期限・納付方法

学費は合格通知到着後10日以内に、合格通知に同封される振込用紙を利用してお振込下さい。

③ 校納金の納入や修学に係る資金への支援

別添の「学生募集要項」に記載されている内容は、学則等の規定に基づいて定められていますが、これら校納金の納入に際してその学生や保護者に窮することがある場合、この相談に応じ諸規定に基づい

て分納を認めることができます。

入学以前の修学上の資金面の相談等については、広報室の担当による相談援助が行われます。入学後は各担任を通じて同様に相談援助が行われます。

④奨学金、就学支援金・貸付案内

本校の学生が受給できる奨学金は、下記の種類のものです。

各奨学金規定に基づき、本校学生の中から選考の上、支給されます。

- (1) 北海道介護福祉士修学資金奨学金
- (2) 北海道保育士修学資金制度奨学金
- (3) 日本学生支援機構奨学金制度
- (4) (社)生命保険協会奨学金制度
- (5) 各都道府県奨学金制度(出身者等)

就学上の資金面で支援を要する学生と保護者には、各担任を通じて各種金融機関等の貸付案内について紹介を受けることが出来ます。

また、就学支援金については希望する学生、保護者を就学支援金を主催する各種関係機関や団体に紹介しています。

(8) 学校の財務

北海道福祉教育専門学校については、本校ホームページ「平成26年度学校法人北斗文化学園財務状況」を参照。

(9) 学校評価

本校ホームページ「学校関係者評価結果」参照。

(10) 国際連携の状況

現在のところ特になし。